

令和3年度

## 多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー 機器等導入補助金のご案内

多摩市では、創エネルギー・省エネルギー機器又は設備を市内の自ら居住する住宅に新たに設置する方に対して、本体購入費用及び設置費用の一部を補助することにより、低炭素及び省エネルギー社会の実現に向けた取組みを支援します



### 【補助対象機器等及び補助金額】

- 住宅用太陽光発電システム(余剰売電)
- 蓄電システム
- エネファーム
- 断熱窓

※ 各機器の要件は3～4ページをご覧ください。

### 【申請受付開始日】

令和4年1月5日(水曜日)～1月31日(月曜日)

### 【問合せ・申請先】

多摩市役所 環境部 環境政策課 (東庁舎1階)

〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

電話 042-338-6831(直通)・FAX 042-338-6857

受付時間:午前8時30分～12時、午後1時～5時

※出張所では申請を受付けておりません。環境政策課の窓口までお越しください。

---

## 1 対象となる方(申請者の要件)

---

- ① 申請日において市内に住所を有する方(住民基本台帳に記載されている方)で、世帯主であること。
- ② 新たに購入した未使用の補助対象機器等を自らが居住する住宅(申請日において住所を有する住宅であって、住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについて当該住宅の他の共有者又は所有者の同意を得ている方に限る)に設置し、及び使用を開始した方であること。
- ③ 蓄電システムを設置する場合を除き、平成27年度から令和2年度までにおいて市から同種の補助金の交付を受けていないこと。
- ④ 申請日現在において市民税及び固定資産税の滞納をしていないこと。
- ⑤ 断熱窓を設置する場合で当該設置に係る工事について管理組合の承認が必要なときは、当該承認を得ていること。
- ⑥ 交付決定後、アンケートの提出ができること。

---

## 2 対象設置期間

---

令和3年4月1日(木)から令和4年1月31日(月)までに、市内の住宅に新たに未使用の対象機器等を設置するもの。ただし、申請時点で設置が完了していること。

---

## 3 募集期間

---

**令和4年1月5日(水)～令和4年1月31日(月)**

※多摩市役所東庁舎 1階の環境政策課窓口までご提出ください。出張所では申請を受付けておりませんのでご注意ください。

※受付は平日の午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までとなります。

※申請者本人以外の方による代理申請も可能ですが、その際には必ず、委任状を添付のうえ、代理人の方の身分証明書もお持ちください。

※複数件数を一括で申請いただくなどの場合は、一旦お預かりさせていただく場合があります。

## 4 補助対象となる機器等及び補助上限金額

### 【全ての補助対象機器等共通注意事項】

- 複数の機器等を組み合わせての申請はできません。ただし、住宅用太陽光発電システム(余剰売電)と蓄電システムの同時申請は可能です。
- 補助金の交付額は、P.5の【補助上限額】表に定める上限額を限度とし、補助対象経費の額(この補助金の交付を受けようとする補助対象機器等について、国、東京都等から補助金の交付を受ける場合は、補助対象経費の額 から当該補助金の額を差し引いた額)に上表の補助率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てた額)とします。
- 蓄電システムの申請を除き、平成27年度から令和2年度までにおいて市から同様の補助金の交付を受けている場合は対象外となります。
- 補助対象経費は、機器等購入費用及び機器等設置費用の両方を対象としておりますが、機器等購入費用のみ、機器等設置費用のみを対象とした申請も可能です。ただし、設置が完了していることが条件となります。
- 機器等設置費用には、工事費一式、諸経費等の内容が明確でないもの、交通費等の直接必要のない経費は含まれません。
- 消費税は補助対象経費には含まれません。

### ◆住宅用太陽光発電システム(余剰売電)

下記①と②のいずれの条件も満たすもの

①一般財団法人電気安全環境研究所又は国際電気標準会議のIECEE－PV－FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるもの

②太陽電池の最大出力合計が1kW以上10kW未満のもの又は太陽電池の最大出力合計が10kW以上で、パワーコンディショナの出力が10kW未満のもの

### 【注意事項】

- 住宅を販売する事業者等があらかじめ住宅に設置した機器は対象外となります。
- 電気事業者と特定契約を締結し、系統連系を完了したことを証する書類の写しが必要となります。資源エネルギー庁の設備認定処理が遅れる場合があります。設置工事から系統連系まですべて完了し、必要書類を提出できるよう計画的に進めてください。やむを得ない理由で提出が遅れる場合は遅延理由書を提出していただきます。

※太陽光パネルには有害物質(鉛、セレン等)を使用しているものがあります。撤去する場合は専門業者にご確認の上、適正な処分をお願いします。

### ◆蓄電システム

国が実施するネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業において補助の対象となる機器として一般社団法人環境共創イニシアチブに登録されるもの又はこれに準じた性能をもつと市長が認めるもの、かつ住宅用太陽光発電システムと連系されているもの

### 【注意事項】

- 蓄電システムは住宅用太陽光発電システムが設置してあり、かつ、住宅用太陽光発電システムと蓄電システムが連携し、原則として住宅用太陽光発電システムからの電気を蓄えて使用する場合に限り、申請することができます。

- 蓄電システムの設置場所に住宅用太陽光発電システムを設置し、かつ、使用していることがわかる書類の写しを提出していただく必要があります。
- 設置日の属する前月から遡って12ヶ月分の購入電力量が確認できる書類を提出していただく必要があります。
- 住宅用太陽光発電システムが既設の場合、連携している住宅用太陽光発電システムの年間発電量が確認できる書類を提出していただく必要があります。

---

## ◆エネファーム

一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定するエネファーム又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるもの

### 【注意事項】

- 住宅を販売する事業者等があらかじめ住宅に設置した機器は対象外となります。

---

## ◆断熱窓

国が実施する既存住宅における断熱リフォーム支援事業において当該事業の補助対象となる製品として、公益財団法人北海道環境財団に登録されている窓及びガラス等の部材、又はこれに準じた性能を持つと市長が認めるものを1居室単位で以下のいずれかの方法で設置し、熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下に改善されるもの(家屋の新築及び増築に伴い設置する場合を除く。)

1. 内窓として設置
2. 既存の窓枠ごと  
(サッシ及びガラス)の交換
3. 既存の窓のガラスのみの交換  
(カバー工法・建具交換含)

### 【注意事項】

- 既存の窓の断熱改修が対象であり、新築・増築の窓は対象となりません。リフォーム等で窓の位置が変更になる場合については、別途ご相談ください。
- 断熱窓設置に係る工事について管理組合の承認が必要な場合にあっては、当該承認を得ていることが必要になります。
- 管理組合が大規模改修等により住宅に設置した断熱窓は補助の対象とはなりません。
- 窓と一体となった換気小窓(窓を閉めた状態で換気を行うことができる、窓に組み込まれた小窓であり、ガラスの面積が $0.2\text{m}^2$ 未満のもの)については断熱改修の対象から除外することができます。ただし、換気小窓と一体となった窓をあわせて断熱改修する場合、補助対象となります。
- 天窗、ルーバー窓、間仕切壁の窓、および断熱化済みの窓で熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下のものは断熱改修の対象から除外することができます。これらの窓についてはあわせて断熱改修した場合も補助対象とはなりません。
- 対象となる1居室に $0.2\text{m}^2$ 未満の窓がある場合、断熱改修しない場合であっても、設置図においてサイズ(縦、横の長さ)を記載してください。また、断熱改修済みの窓がある場合、設置図に記載してください。
- 交付申請時に設置前と設置後の状態を示す写真を提出していただく必要があります。
- 施工する窓に通し番号を振る等、領収書及びその内訳書とパンフレット・写真・設置図の窓がそれぞれ合致するよう記載をお願いいたします。
- 2部屋以上を断熱改修工事した場合は、1部屋を選んでいただき1部屋分での申請となります。
- 熱貫流率が $2.33\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下であることがわかるパンフレット等をご提出ください。

【補助上限額】

補助対象機器等	補助対象経費	補助金額
① 住宅用太陽光発電システム(余剰売電)	本体購入費用 及び設置費用  ※消費税に係る 部分を除く	4万円  または 補助対象経費の 1/4相当額の いずれか低い額
② 蓄電システム		
③ エネファーム		
④ 断熱窓		

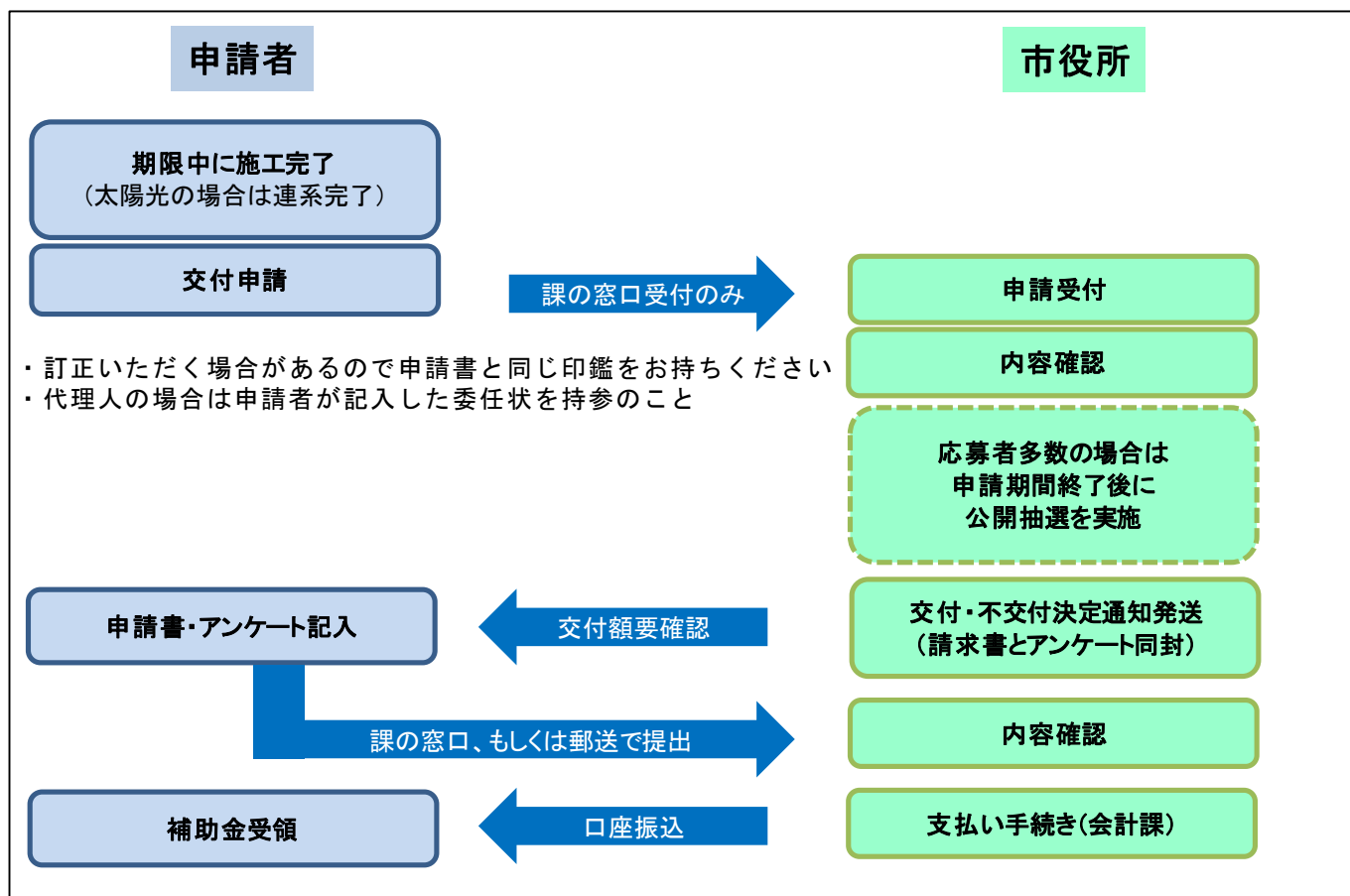
【5 予算額について】

総額300万円

【6 抽選の方法による交付決定】

申請いただいた方が多数の場合、各補助対象機器等の交付対象者を補助対象機器等別に行う抽選の方法で決定します。なお抽選については公開(令和4年2月24日(木)予定)で行います。

【7 補助金交付までの流れ】





## 【8 申請に係る提出書類】

多摩市住宅用創エネルギー・省エネルギー機器等導入補助金交付申請書(第1号様式)に加えて、下記書類をご提出ください。

申請を代理人の方がされる場合は、下記の書類のほかに委任状が必要となります。

提出書類		確認欄
全対象 機器等 共通	①	補助対象機器等の設置図(補助対象機器等が断熱窓である場合は、窓の位置、数量及び開口面積が確認できるもの)
	②	補助対象機器等の購入及び設置に係る領収書及びその内訳書(補助対象機器等の購入及び設置に係る費用が確認できるもの)
	③	補助対象機器等の形状、規格、型式及び品番等が分かるパンフレット等
	④	申請者の住民票 ※申請日前3か月以内に発行されたもので続柄の記載があるもの。 ※補助対象機器等を設置しようとする住宅が二世帯住宅、多世帯住宅等である場合は、当該住宅を所有する全ての方の住民票
	⑤	住宅の所有権が確認できる書類の写しとして次の(1)～(3)のいずれかを添付してください。また、住宅を共有する場合又は自らが所有する住宅でない場合は、補助対象機器等を設置することについての当該住宅の他の共有者又は所有者の同意書を添付してください。 (1)登記事項証明書、(2)固定資産(家屋)評価証明書、(3)令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書(所有者が確認できるページ及び課税資産明細書(家屋)のページ) ※(1)(2)は申請日前3か月以内に発行されたもの 当該住宅に共有者がいる場合は(1)もしくは(2)を提出のこと。
	⑥	補助対象機器等の設置日が確認できる書類
	⑦	補助対象機器等の設置後の状態を示す写真
	⑧	その他市長が必要と認める書類
住宅用 太陽光発電 システム (余剰売電) のみ必要	①	補助対象機器等の出力対比表
	②	電気事業者と特定契約を締結し系統連系を完了したことを証する書類として次の(1)～(4)のいずれかを添付してください。 なお、次の(1)及び(2)の電子メールの宛先が申請者でない場合は、接続契約完了後に発行される「接続契約のご案内」を提出してください(記載されている申込番号と発電地点特定番号が合致しているかを確認します)。 (1)電気事業者から電気工事店宛に送付される「特定契約締結完了のお知らせ」(電子メール)の写し又は「落成受付完了のお知らせ」(電子メール)の写し (2)電気事業者から申請者に送付される「系統連系完了のお知らせ」(電子メール)の写し (3)電気工事店が申請に使用する web 申込システムの「申込詳細情報表示画面」の写し(系統連系完了年月日の記載があるもの) (4)電気事業者ホームページ「購入実績お知らせサービス」の画面の写し
蓄電 システム のみ必要	①	蓄電システムの設置場所に住宅用太陽光発電システムを設置し、かつ、使用していることがわかる書類の写し
	②	設置日の属する前月から遡って12ヶ月分の購入電力量が確認できる書類
	③	連系している住宅用太陽光発電システムの年間発電量が確認できる書類
断熱窓 のみ必要	①	設置工事について管理組合の承認が必要な場合にあっては、当該承認を得ていることが確認できる書類
	②	設置前の状態を示す写真

必要な書類が揃っているか、ご確認のうえご来庁ください。  
書類が不足している場合、申請をお受けすることが出来ません。

